

# 7月1日から市役所の組織を改編しました

市では、7月1日組織の一部を改め、新しい体制で業務を行っています。今回の組織改編の主なものをお知らせします。改編前の課、係で行っていた業務は、改編後の課、係に引き継いでいます。

## 組織の改編（改編のあった主な部署のみ）

部	課	係	部	課	係
産業建設部	農林水産課	農政企画係	産業部	農林水産課	農政企画係
		農林水産係			農林水産課
	農村整備課	整備係		農村整備課	
		管理係			管理係
	商工観光課	商工観光係		商工観光課	商工観光係
		企業誘致係			企業誘致係
	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係	建設部	都市整備推進室	中心市街地活性化推進係
	建設課	まちづくり推進係			まちづくり推進係
		工務係		建設課	工務係
		管理係			管理係
下水道課	工務係	下水道課	工務係		
	管理係		管理係		

## 小城市役所各庁舎連絡先一覧表 平成21年7月現在

小城庁舎	
市民課	☎73-8800
税務課	☎73-8801・73-8810
国保年金課	☎73-8802
環境課	☎73-8803
水道課	☎73-8804
市民課小城庁舎総合窓口係	☎73-8805
教育総務課	☎73-8806
こども課	☎73-8821
学校教育課	☎73-8807
生涯学習課	☎73-8808
都市整備推進室 中心市街地活性化推進係	☎73-8835
市民部	FAX73-8811
教育委員会	FAX73-8812
小城庁舎南別館	
商工観光課	☎73-8813 FAX73-8814
桜城館（2階）	
文化課	☎73-8809 FAX71-1145

三日月庁舎	
福祉課	☎73-8825・73-8820
健康増進課	☎73-8822
市民課三日月庁舎総合窓口係	☎73-8824
福祉部（福祉事務所）	FAX73-8828

牛津庁舎	
総務課	☎63-8818
市民課牛津庁舎総合窓口係	☎63-8802
企画課	☎63-8803
本庁舎移行推進課	☎63-8801
財政課	☎63-8804
会計局	☎63-8805
選挙管理委員会事務局	☎63-8806
議会事務局	☎63-8810
監査委員事務局	☎63-8811
総務部	FAX63-8808
議会事務局	FAX63-8812

芦刈庁舎	
農林水産課	☎63-8820
農村整備課	☎63-8821
市民課芦刈庁舎総合窓口係	☎63-8822
建設課	☎63-8825
下水道課	☎63-8827
都市整備推進室 まちづくり推進係	☎63-8826
産業部	FAX63-8828
建設部	FAX63-8829
農村環境改善センター	
農業委員会事務局	☎63-8823 FAX63-8836

# 職員人事異動の紹介

平成21年7月1日付

## 《部長級》

氏名	旧役職	新役職
唐島 佳仁	産業建設部長	建設部長兼都市整備推進室長
副島 義三	産業建設部農村整備課長	産業部長兼農村整備課長

## 《副課長級》

氏名	旧役職	新役職
池田 正恭	産業建設部建設課副課長兼まちづくり推進係長	建設部都市整備推進室副課長兼まちづくり推進係長
江頭 正秀	産業建設部中心市街地活性化推進室中心市街地活性化推進係長	建設部都市整備推進室副課長兼中心市街地活性化推進係長

## 《退職》6月30日付

氏名	役職
宮島 康博	総務部総務課付け副課長

10月から閉庁日の  
受付を牛津庁舎に  
一本化します

平成21年度  
小城市職員採用試験

合併後、これまで、閉庁日

(土曜・日曜・国民の祝日及

び年末年始)における届出等

の受付を、4庁舎(小城市舎・

三日月庁舎・牛津庁舎・芦刈

庁舎)にて日直が行っていま

したが、10月3日(土)以降は、

小城市舎・三日月庁舎・芦刈

庁舎の日直は廃止し、牛津庁

舎でのみ行います。

受付時間はこれまでどおり

午前8時30分から午後5時15

分までです。業務内容につい

ても変更はありません。

・死亡届に伴う火葬手続

・証明書の時間外交付

(電話による事前予約分)

市民の皆様には、お近くの

庁舎での受付ができなくなる

など、ご不便をおかけします

が、ご理解とご協力をお願い

します。

【問合せ】総務課

庶務文書係(牛津庁舎)

担当 中島

☎63-88818

◆試験区分・採用予定

〈一般事務A〉 8人程度

〈土木〉 2人

〈保健師〉 1人

〈看護師〉 1人

〈助産師〉 1人

※平成22年4月1日現在で保

健師、看護師、助産師につい

ては、職種ごとの免許が必要

です。

◆受験資格

◎一般事務A及び土木/昭和

59年4月2日から平成4年4

月1日までに生まれた方で次

の要件のいずれかを満たす方。

⑦現に小城市内に居住し、住

民登録をしている方

①過去に小城市内に居住し、

住民登録をしたことのある

方

②小城市内に居住している方

(⑦に準ずる)を扶養してい

る方で小城市外に居住して

いる方

③小城市内に居住している方

(⑦に準ずる)の扶養又は仕

送を受け、小城市外に居

住している方

◎保健師/昭和59年4月2日

以降に生まれた方

◎看護師/昭和54年4月2日

以降に生まれた方

◎助産師/昭和44年4月2日

以降に生まれた方

◆第一次試験

9月20日(日) 9時30分

佐賀西高等学校(佐賀市)

◆第二次試験

第一次試験合格者に後日通

知します。

◆受験手続

申込書及び試験案内は、市

役所各庁舎で交付します。

申込書は市役所総務課(牛

津庁舎)に郵送又は提出して

ください。

◆受付期間

8月3日(月)

～8月21日(金)

土日を除く8時30分～17時

15分まで。

※当日消印有効。

【問合せ】総務課

人事・給与係(牛津庁舎)

担当 於保・村岡

☎63-88818

# 長寿（後期高齢者）医療制度のお知らせ

## ◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは？

世帯員全員が、住民税非課税に該当する場合（低所得Ⅱ・低所得Ⅰ）は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

この認定証を入院時に医療機関に提示すると自己負担限度額及び食事代が引き下げられます。

（注意）入院費を支払った後でこの申請をしても、払い戻す事ができません。

## ◆認定申請をするときは？

### 【持ってくるもの】

- ・届出人の印鑑
- ・被保険者証

### 【申請する場所】

- ・各庁舎総合窓口
- ・小城市庁舎国保年金課

所得区分	食事代（1食）	自己負担限度額（外来）	自己負担限度額（外来＋入院）
現役並み所得者（3割）	260円	44,400円	（注）80,100円
一般	260円	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	210円 90日を超えると160円	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	100円	8,000円	15,000円

（注）医療費が267,000円を超えた場合は、（医療費－267,000円）×1%を加算

※「低所得者Ⅱ」とは、世帯全員が住民税非課税である世帯

※「低所得者Ⅰ」とは、世帯全員が住民税非課税でありかつひとりの収入が80万円以下の世帯

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。

平成21年7月31日までの認定証をお持ちの方で、引き続き8月から対象となる方には、「認定証」が送付されます。（更新手続きは不要です）

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）

## 後期高齢者医療被保険者証更新のお知らせ

現在お持ちの被保険者証（ピンク色）の有効期限は、平成21年7月31日までとなっています。

新しい被保険者証（若草色）は、7月中旬に郵送【簡易書留】しますので8月以降ご使用ください。

なお、今お持ちの被保険者証（ピンク色）は、8月1日以降に裁断等をして廃棄していただくか、小城市役所各庁舎総合窓口又は国保年金課後期高齢者医療係に返還してください。

## 【問合せ】国保年金課

後期高齢者医療係  
（小城市庁舎）

担当 遠江・於保

☎73-8802



地球温暖化が進んだ世界をあなたは想像できますか!?

# 地球温暖化防止に取り組みましょう!

市では、地球温暖化の原因といわれる“温室効果ガス”の排出量削減のため『小城市地球温暖化防止実行計画』を策定し、市役所が排出している“温室効果ガス”の削減に取り組んでいます。

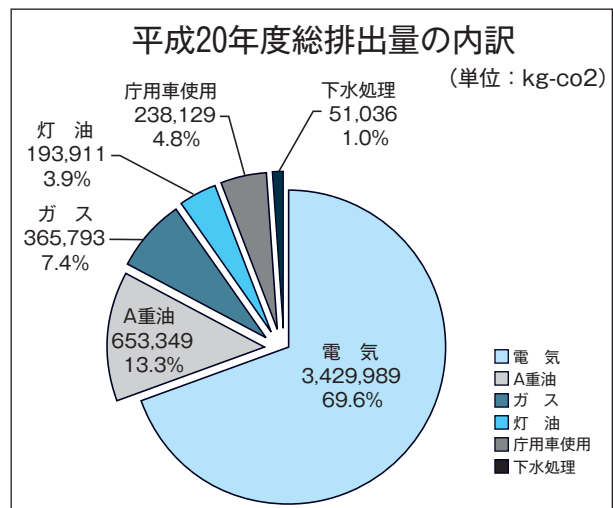
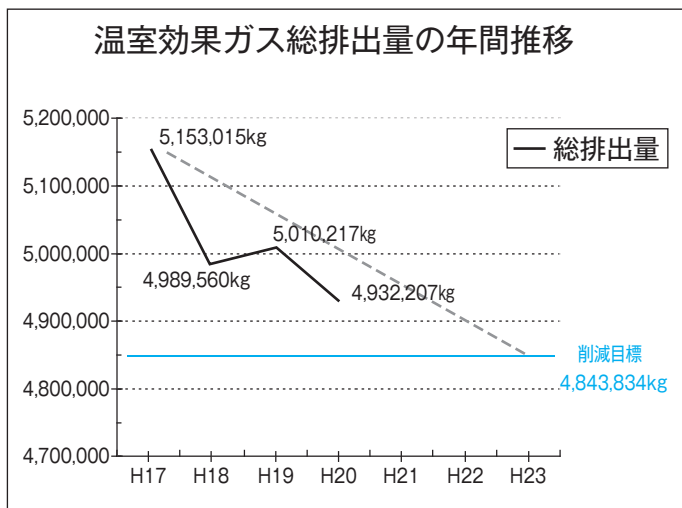
※温室効果ガスとは…大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め地表を暖め適温に保つ働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。



## ▼平成20年度までの経過は・・・

市役所が排出している“温室効果ガス”は、各庁舎や学校・保健福祉センターなどで使用される照明、OA機器等の「電気使用」によるものが全体の約70%を占め、主な排出原因となっています。次いで各施設の空調施設・公用車等で使用される「燃料使用」によるものが約30%を占めています。

平成20年度に市役所が排出した“温室効果ガス”は、平成17年度(基準値)からすると**4.3%削減**できました。



## 市役所の具体的なCO<sub>2</sub>削減への取り組みをご紹介します!



- ☑ 昼休み時間などの不必要な施設照明の消灯
- ☑ 空調の適切な温度設定 (夏は28℃、冬は20℃)
- ☑ 公用車のエコドライブ
- ☑ 環境に配慮した公共事業の実施
  - ・再生資材の利用
- ☑ 不必要時のコピー機など、OA機器の電源断
- ☑ クールビズ、ウォームビズの励行

職員も  
クールビズ  
実施中です



【問合せ】 環境課 環境係 (小城庁舎) 担当 山口・松本 ☎73-8803



## 障がい福祉係からのお知らせ

	対象	手当額	支給制限	所得状況届について
特別障害者手当	20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活で常に特別な介護が必要な障害者、本人に支給されます。	月額26,440円 (2、5、8、11月の年4回に分けて支給されます)	世帯の所得が一定額以上ある場合や施設に入所している場合、又は病院(診療所)に継続して3ヶ月以上入院した場合は支給されません。	現在、手当を受給されている方は、8月に所得状況届を提出していただく必要があります。対象となられる方には、お知らせをお送りしますので届出をお願いします。なお、届出が無い場合、8月分以降の手当を受給することができなくなりますので、ご注意ください。
障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害状態にあるため、日常生活で常に介護が必要な障害児、本人に支給されます。	月額14,380円 (2、5、8、11月の年4回に分けて支給されます)	世帯の所得が一定額以上ある場合や障害児本人が公的年金を受けられる場合、又は施設に入所している場合は支給されません。	
特別児童扶養手当	身体や精神に中度以上の障害をお持ちの児童(20歳未満)の父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育している人に支給されます。障害に応じて一級、二級に規定され、受給資格が認定されると、申請月の翌月分から4月、8月、12月に前月分までの手当が支給されます。	○一級 児童一人につき 月額50,750円  ○二級 児童一人につき 月額33,800円  ※手当の月額は、物価変動などの要因により改定される場合があります。	以下の場合には支給されません。 ○受給者の所得が一定額以上ある場合 ○障害のある児童に公的年金を受けられる場合、又は児童福祉施設に入所(保育所、通園施設を除く)している場合	

### 身体障がい者巡回相談

※要予約。(8月13日(木)まで)

◆期 日 8月20日(木)

◆相談受付 13時～14時

◆場 所 三日月保健福祉センター「ゆめりあ」

◆内 容

- ①身体障害者手帳交付に関する診断(整形外科・耳鼻咽喉科)
- ②補装具の交付に関することなど



【問合せ】福祉課 障がい福祉係(三日月庁舎) 担当 江頭・古賀・嘉村 ☎73-8820

**福祉の出張巡回相談  
を実施しています**

これまで福祉のことで相談したいことがあっても、役所までなかなか出向くことが出来なかった方や、どこに相談すればよいか分からなかった方のために、福祉部の職員が皆さんのご相談に応じます。日常生活の中で困ったことや分からないこと、またどのようなサービスが受けられるかなど、福祉のことなら何でも結構です。日程をご確認の上、お近くの相談所へお気軽にご相談ください。

#### ◆毎月の相談日

- 第1水曜日 桜楽館
- 第2水曜日 三日月庁舎
- 第3水曜日 アイル
- 第4水曜日 ひまわり

#### ◆受付時間 10時～15時

#### 【問合せ】福祉課

地域福祉係(三日月庁舎)

担当 水田・桑原

☎73-8825

**空き店舗等の出店改装費に最大100万円補助します！**

◆対象商店街

小城町及び牛津町の商店街

◆補助対象者

対象商店街の空き店舗等を賃借して新規出店する者の中から採択された者

◆採択件数 2件

◆補助金額

①改装費が

150万円以上の場合

補助金額「100万円」

②改装費が

150万円以内の場合

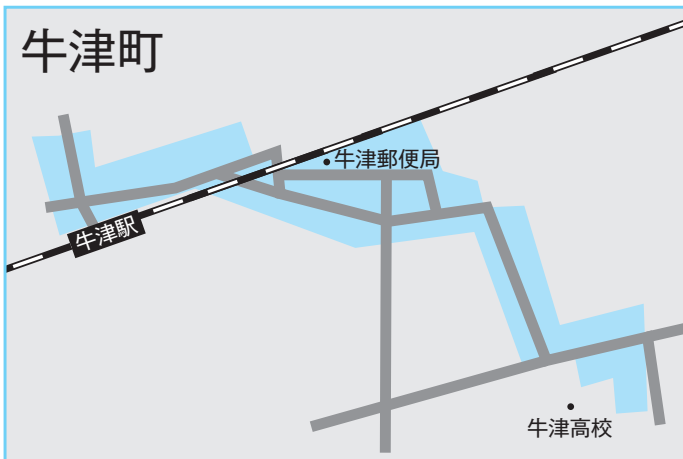
「改装費の2/3以内」

◆応募期限 8月21日（金）

◆その他 採択要件などがありますので、くわしくは問合せ先にご確認ください。

事業実施のめやす

	8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
公募受付	■	■																						
公募審査			■	■	■																			
決定通知				■	■																			
補助金申請					■	■																		
補助金交付決定							■	■																
改装開始									■	ただし、3月中旬まで														
実績報告										改装終了後														
補助金の額の決定													実績報告書提出後											
補助金交付																			補助金の額の決定後					



対象エリア  
青色で着色の地域

※ただし、一部除外地域があります。



【申込み・問合せ】

商工観光課（小城庁舎南別館）  
担当 江頭・小林 ☎73-8813

**平和祈念の黙禱**  
にご協力ください

広島市及び長崎市では、今年被爆64周年を迎えるにあたり、8月6日（木）及び9日（日）に式典が挙行されます。この式典では、全世界に向けて「平和宣言」が行われるとともに、原爆死没者の冥福と恒久平和の実現を祈念するため、黙禱が捧げられます。本市でも、サイレンの吹鳴（30秒間）を次のとおり行いますので、皆様のご理解と、職場やご家庭での黙禱についてご協力をお願いします。

○実施日時

【原爆犠牲者への黙禱】

8月6日（木）8時15分

8月9日（日）11時2分

【戦没者への黙禱】

8月15日（土）12時



【問合せ】福祉課

地域福祉係（三日月庁舎）  
担当 桑原

☎73-8825

## 8月は保険証の更新月です

現在お持ちの「国民健康保険被保険者証」（保険証）は、7月31日（金）までの有効期限となっております。

新しい保険証は、7月末日までに書留で郵送します。

（ただし、諸事情によりお送りできない場合があります）

7月末日までに届かない場合は、ご連絡ください。

8月1日（土）からは新しい保険証しか使えません。

保険証には個人情報が含まれていますので、古い保険証を処分するときは十分お気を付けてください。

【問合せ】国保年金課  
国保年金係（小城庁舎）  
担当 古川  
☎ 73-88002



## 地上デジタル放送説明会を開催します

平成23年7月24日までに、

今までのテレビ放送（アナログ放送）が終了し、デジタル放送に完全移行します。それに伴い、

◎なぜ、デジタル化するの？

◎地上デジタル放送を見るには？

◎説明会は、参加費無料です。

◎また、各庁舎でも展示案内を行います。

説明会の日時		場所
8月17日（月）	10時～	小城公民館
	15時～	
8月18日（火）	10時～	岩松支館（小城町）
8月19日（水）	10時～	晴田支館（小城町）
8月20日（木）	10時～	三里支館（小城町）
8月21日（金）	10時～	ドゥイング三日月
	15時～	
8月24日（月）	10時～	牛津公民館
8月25日（火）	10時～	JAさが 砥川支所
8月26日（水）	10時～	芦刈保健福祉センター ひまわり
	15時～	

展示案内日程（案内は13時～）	場所
8月3日（月）～8月7日（金）	小城庁舎
8月10日（月）～8月14日（金）	芦刈庁舎
8月17日（月）～8月21日（金）	三日月庁舎
8月24日（月）～8月28日（金）	牛津庁舎

【問合せ】  
総務省 佐賀県テレビ受信者支援センター（デジタルボ佐賀）  
☎ 41-88833  
（平日10時～18時）  
企画課 情報政策係  
（牛津庁舎）担当 野田  
☎ 63-88007

## あなたの名刺で小城市をPR!

小城市の観光地などをデザインした20種類の名刺の台紙で、どなたでも申込できます。小城市のPRを兼ねてご利用ください。

### ◆費用

（台紙100枚及び印刷代）

1、250円（税込）

【申込み】（株）音成印刷

☎ 73-4113

【問合せ】商工観光課

（小城庁舎）担当 江頭

☎ 73-8813



## 親子ふれあい教室開催

野外活動をとした自然体験、親子のふれあい、他家族との交流を目的として、6月20日（土）、川内野外研修センター（旧川内分校）にて、「第1回親子ふれあい教室」を開催しました。

今回は、13家族32人の参加がありました。親子で火おこしをし、飯ごうで炊いたご飯を思い思いの形のおにぎりにして、みんなで天山の頂上を目指しました。頂上に到着後は、おにぎり弁当でお腹を満たし大声自慢大会、スイカ割り大会などで楽しみました。



【問合せ】生涯学習課

（小城庁舎）担当 古川

☎ 73-88008

## 『農業!! やってみよう セミナー』開催

小城市で農業を始めたいけど：農業の経験がない、また、施設野菜などをやってみたい方、参加しませんか!!

魅力ある農業の紹介と就農するまでのノウハウをわかりやすく説明します。

農業経験のない方、職業として農業を検討されている方、お気軽にご参加ください。

◆日時 8月22日(土)

9時～12時まで

(8時30分～受付)

◆場所 小城市芦刈農村環境改善センター 会議室

◆対象品目 アスパラガス・イチゴ・タマネギ

※当日はアスパラガスの現地視察と収穫体験がありますので、軽装でお越しください。

【問合せ】農林水産課

農政企画係(芦刈庁舎)

担当 今泉・西村

☎63-8820



## 人権ふれあいセミナー

受講者  
募集中!

「人権」について考えてみませんか? 皆さんのご応募をお待ちしています。

◆受講料 無料

◆募集定員 70人

◆日時・講師

左表をご参照ください。

◆場所

○第1・7回

小城市生涯学習センター

「ドゥイング三日月」

○第2・3・4・6回

牛津保健福祉センター

「アイル」

○第5回 大村市内現地研修

◆申込締切 7月31日(金)

◆申込用紙及び提出先

申込用紙は、各庁舎総合窓口係及び公民館に置いてあります。提出先も同じです。

※詳しくは市報7月5日号をご覧ください。

左記へお問い合わせください。

【問合せ】市民課

人権・同和対策室

担当 秋野・野口

☎73-8800

	開講日	講師
第1回	8月20日(木) 13:30~15:30	香山リカさん 精神科医/立教大学教授
第2回	9月1日(火) 13:30~15:00	藤野野典さん 浄円寺 住職
第3回	9月24日(木) 13:30~15:00	柳井美枝さん 福岡県人権研究所 研究員
第4回	10月16日(金) 13:30~15:00	齋藤文代さん 北朝鮮拉致被害者家族
第5回	11月4日(水) 8:30~16:00 (予定)	稲富裕和さん 大村市役所 市史編纂参事
第6回	11月24日(火) 13:30~15:00	奥田知志さん 牧師/NPO法人北九州ホームレス支援機構理事長
第7回	12月5日(土) 13:30~15:30	猿渡直美さん 「命を見つめて」著者

## 県内初の

## 『更生保護活動サポートセンター』 が開設されました

小城市役所三日月庁舎内に小城・多久地区保護司会(鎌山一臣会長、46人)が法務省の指定を受けて、県内では唯一の『更生保護活動サポートセンター』を設置され、去る6月22日(月)に開所式が行われました。

同サポートセンターには、保護観察所長より指名された8名の企画調整保護司が交代で常時駐在し、罪を犯した人の社会復帰支援や、更生保護女性会、BBS会及び協力雇用主会等の地域の関係団体と連携した各種活動・研修などの実施や、警察や行政、学校関係者等の関係機関との連絡・協議の充実をはかることにより、地域犯罪抑止力の向上や、青少年の更生、非行防止に連携して取り組む活動の拠点となります。



委嘱状交付式

同サポートセンターは、全国877ある保護司会の中でも事務所や相談体制が整っている保護司会が指定されており、今年度までに21カ所が開設される予定です。

◆開所時間

平日 9時～16時まで

◆場所

三日月庁舎 3階

【問合せ】

小城・多久地区保護司会

☎72-7915